

業務名：本部港国際旅客施設・緑地整備検討業務委託(R7)

企 画 提 案 仕 様 書

1. 業務名

本部港国際旅客施設・緑地整備検討業務委託(R7)

2. 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで

3. 業務の目的

本部港（本部地区）において、クルーズ船寄港時の利便性向上やみなとの賑わい空間を創出するため、ふ頭用地や緑地において、官民連携による旅客施設（待合、CIQ、駐車場、商業などの集客施設を含む）について、今後の整備・維持管理・運営に関する基礎調査を行う業務である。

4. 業務項目

1) 計画準備

国際旅客船拠点計画等の既往計画を踏まえ、検討に必要な前提条件等を整理する。

2) 事例調査

本部港における国際旅客施設、及び、緑地の整備において参考となる事例を調査する。（3事例以上）

3) 必要機能・規模の検討

本部港において、クルーズ船寄港のために必要な旅客施設（待合、CIQ、駐車場、商業などの集客施設を含む）及び港湾緑地の機能・規模を整理する。

4) 空間利用・施設配置計画

本部港において、クルーズ船寄港のために必要な旅客施設（待合、CIQ、駐車場、商業などの集客施設を含む）及び港湾緑地の機能・規模を空間利用・施設配置計画（ゾーニング、基本計画・設計）等で整理する。

5) 事業者意向調査

本部港においてクルーズ船寄港のために必要な旅客施設（待合、CIQ、駐車場、商業などの集客施設を含む）や港湾緑地の整備のプレイヤーとなりうる事業者を対象とした意向調査を企画し、スケジュール、提示資料、ヒアリング事項等を整理する。

ヒアリング対象先は、発注者と協議の上5者程度を選定し、対面又はオンラインで実施する。ヒアリングの結果は、業務内容3)、4)への反映を検討する。

6) 関係機関との協議支援

発注者と協議し、施設整備に係る国や町など関係機関との調整を支援する。

7) 事業スケジュールの検討と課題抽出

整理した整備計画を踏まえ、事業全体のスケジュールを検討する。

次年度以降におけるPPP/PFIの導入可能性調査等に向けた課題を抽出する。

8) 報告書の作成

検討結果を踏まえ、報告書を取りまとめる。

9) 打合せ協議

業務を適正かつ円滑に実施するために、業務着手時・中間2回・完了時の計4回を行うことを原則とするが、業務の進捗状況等を踏まえ、必要な場合は適宜行うものとする。

10) 報告書作成

本業務は、電子納品対象業務とする。

- ① 電子納品 (CD-R) 1式
- ② 報告書 (2部)

※成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。

本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

5. その他

- ① 本仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。
- ② 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率 (当初契約額 ÷ 当初設計額) を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
- ③ 業務環境に関しては、業務環境改善実施要領 (案) の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に協議し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録すること。
- ④ 業務実施にあたっては、本仕様書の定めその他、特定した企画提案書に拠ること。

6. 企画提案書の内容

1) 業務実施方針 (2ページ以内)

本業務を効率的かつ効果的に実施し、所定の目的を達成するために必要な業務実施方針、業務フロー、業務工程計画について記載する。

2)【特定テーマ①】本部港（本部地区）において、官民連携による国際旅客船受入拠点形成を実施するにあたり、クルーズ船社の事業参画を促進するための具体的な取組について（2 ページ以内）

3)【特定テーマ②】本部港（本部地区）において、みなと緑地 PPP を実施するにあたり、民間業者の事業参画を促進するための具体的な取組について（2 ページ以内）

7. 予算に関する要件（契約限度額）

本業務に係る予算（契約限度額）は 9,999 千円（税込）であり、この範囲内で業務目的を達成するために効率的かつ効果的な企画提案を行うこと。ただし、当該予算は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

8. 提案にあたっての留意事項

1) 提案にあたっての参考資料 ※沖縄県港湾課 HP 記載

・「沖縄県 本部港 国際旅客船拠点形成計画」

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/machizukuri/kowankuko/1013146/1022459/1013211.html>

・「本部港中長期計画（仮称）検討委員会」

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/machizukuri/kowankuko/1013146/1013196/1032758/index.html>

2) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。

3) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

4) 本仕様書記載の業務の内容については、実施段階で予算や諸事情により変更することがある。

9. 業務の再委託の制限

1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

① 契約の主たる部分

・ 契約金額の 50 %を超える業務

・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、企画提案募集要項 2 (1) から (5) の応募資格に該当しない者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

① その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計

10. その他留意事項

- 1) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議するものとする。
- 2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(※) 契約保証金について(沖縄県財務規則抜粋)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。